



## ひょうごの歴史文化遺産の地域振興への活用に資する調査・研究に関する協定書

兵庫県教育委員会（以下「甲」という。）と学校法人大手前学園大手前大学（以下「乙」という。）は相互の連携を図り、兵庫県を語る上で欠くことの出来ないテーマや、地域の特色を象徴する事象など、重要で広域的なテーマ（以下「ひょうごの歴史文化遺産」という）を対象とした研究活動及び公開活動を促進するため、次の条項によって交流協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 甲及び乙は、相互の立場を尊重し、次の交流を推進する。

- (1) ひょうごの歴史文化遺産に関する共同調査・研究
- (2) ひょうごの歴史文化遺産に関する各種普及啓発活動
- (3) 甲及び乙に所属する機関（学生を含む）相互の人的交流

### （覚書の締結）

第2条 本協定に伴う具体的計画の遂行にあたっては、甲及び乙の協議のもとに別に覚書を締結する。

### （変更）

第3条 本協定に変更がある場合は、甲及び乙の協議のもと定めるべきものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は協定締結の日からその年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヶ月前までに甲又は乙から異議の申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を保管する。

平成28年7月5日

甲 兵庫県教育委員会

教育長 高井 芳朗

乙 学校法人大手前学園 大手前大学

学長 鳥越 皓之